

区民委員会議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 7 日

件 名	頁
1 第 1 6 号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第 1 7 号議案 足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	9
3 第 1 8 号議案 足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	15

(地域のちから推進部)

第 1 6 号議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 7 日

件名	足立区住区センター条例の一部を改正する条例			
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課 子ども家庭部学童保育課			
内 容	1 概要 令和6年度末をもって管理運営委員会との委託契約を終了する栗島住区センターについて、令和7年度は直営、令和8年度以降は指定管理者等による運営を予定している。 ついては、指定管理者も含めた事業者選定が可能となるよう、規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正する。			
		児童館、悠々館、 施設貸出 (栗島住区内)	学童保育室 (栗島住区内)	学童保育室 (栗島小内)
	令和6年度	管理運営委員会		—
	令和7年度	区職員	廃止	(新設) 民間事業者
	令和8年度 以降	指定管理等民間 事業者（予定）		
2 主な改正内容 (1) 第2条の文言修正				
	変更前		変更後	
	地域住民 <u>による自主的な運営を通して、住民自治の醸成</u> を図るとともに…住区センターを設置する。		地域住民 <u>の絆を深め、地域コミュニティの活性化</u> を図るとともに… <u>地域づくりの拠点として</u> 住区センターを設置する。	
	【理由】 ① 現行の委託による運営方法に沿った文言に見直すため。 ② 地域づくりの拠点としての住区センターの具体的な目的に改めるため。			

	(2) 第2条の2を新設	
	変更前	変更後
	(新設)	<u>住区センターは、地域住民による運営を原則とする。</u>
	【理由】 ① 住区センターの「目的」と「運営」を分け、分かりやすくするため。 ② 住区センターの成り立ちから運営における基本的な考え方を明記するため。	
	(3) 指定管理者に関する規定を新規追加 (4) 付則内へ「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部改正内容を追記	
	3 新旧対照表 別紙1のとおり	
	4 施行年月日 公布の日から施行する。	
	5 今後の方針 指定管理者に関する規定等について、本条例案が可決された場合には、足立区住区センター条例施行規則の一部改正手続きを行う。	

足立区住区センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号 (趣旨) 第1条 この条例は、足立区住区センター（以下「住区センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定める。 (住区センターの目的及び設置) 第2条 <u>地域住民による自主的な運営を通して、住民自治の醸成を図るとともに、児童の健全育成並びに高齢者の生きがいづくり並びに地域住民相互の交流及び学習活動の推進をするため、</u> 住区センターを設置する。 (新設) 第3条～第12条 省略 (準用) 第13条 学童保育室の使用に関しては、足立区立学童保育室条例（昭和51年足立区条例第22号）の規定を準用する。 (新設)	○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号 (趣旨) 第1条 この条例は、足立区住区センター（以下「住区センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定める。 (住区センターの目的及び設置) 第2条 <u>地域住民の絆を深め、地域コミュニティの活性化</u> を図るとともに、児童の健全育成、<u> </u>高齢者の生きがいづくり並びに地域住民相互の交流及び学習活動の推進をするため、<u>地域づくりの拠点として</u>住区センターを設置する。 (住区センターの運営) 第2条の2 <u>住区センターは、地域住民による運営を原則とする。</u> 第3条～第12条 現行のとおり (準用) 第13条 学童保育室の使用に関しては、足立区立学童保育室条例（昭和51年足立区条例第22号）の規定を準用する。 (指定管理者による管理) 第14条 <u>住区センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</u> <u>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。</u>

改正前		改正後		
		第6条	区長が特に必要があるとき	指定管理者が特に必要があるとき
		第8条及び第10条	区長	指定管理者
(新設)		3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があるときと認め、規則で定めるところにより公募するものとする。 (指定管理者の指定)		
(新設)		第15条 前条第1項の規定により指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。 3 区長は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。 (指定管理者選定審査会)		
(新設)		第16条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として足立区住区センター指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が選定審査に必要な期間を定めて委嘱し、又は任命する委員8人以内をもって組織する。 (審査会の委員の任期)		
(新設)		第17条 前条の委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から選定審査が終了する日までとし、1年を超えないものとする。 (審査会の会長及び副会長)		
		第18条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。		

改正前	改正後
(新設)	3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。 4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、<u>その職務を代理する。</u> <u>(委員の守秘義務)</u>
(新設)	第19条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 <u>(指定管理者の業務の範囲)</u>
(新設)	第20条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) <u>第4条に規定する事業（区長の権限に属するものを除く。）</u> (2) <u>施設の維持管理に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、区長が住区センターの管理運営に必要と認める業務</u> <u>(管理の基準)</u>
(新設)	第21条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。 2 指定管理者及び住区センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、住区センターを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、住区センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。 <u>指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</u> <u>(評価委員会の設置)</u>
(新設)	第22条 指定管理者が行う住区センターの管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、区長の附属機関として足立区住区センター指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が評価に必要な期間を定めて委嘱し、又は任命する委員8人以内をもって組織する。

改正前	改正後
(新設)	(評価委員会の委員の任期)
(新設)	第23条 前条の委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から評価が終了する日までとし、1年を超えないものとする。
	(評価委員会の委員長及び副委員長)
	第24条 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。
	2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
	3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
	4 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。
(新設)	(委員の守秘義務)
(事務の委任)	第25条 評価委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
第14条 区長は、この条例（これに基づく規則を含む。）に定める学童保育室に関する事務（このうち設備の維持管理に関する事務については、別表第1に定める学童保育室に係るものに限る。）を足立区教育委員会に委任する。	(事務の委任)
(委任)	第26条 区長は、この条例（これに基づく規則を含む。）に定める学童保育室に関する事務（このうち設備の維持管理に関する事務については、別表第1に定める学童保育室に係るものに限る。）を足立区教育委員会に委任する。
第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任)
	第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
別表第1（第3条、 <u>第14条</u> 関係）	別表第1（第3条、 <u>第26条</u> 関係）
(略)	(略)
備考 右欄に丸印の付された位置に存する学童保育室については、 <u>第14条</u> の規定によりその設備の維持管理に関する事務を足立区教育委員会に委任するものとする。	備考 右欄に丸印の付された位置に存する学童保育室については、 <u>第26条</u> の規定によりその設備の維持管理に関する事務を足立区教育委員会に委任するものとする。
別表第2及び第3 省略	別表第2及び第3 現行のとおり

改正前	改正後				
	付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正) 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表区長の部に次のように加える。 <table data-bbox="1176 529 2042 715"> <tr> <td data-bbox="1176 529 1760 620">足立区住区センター指定管理者選定審査会</td><td data-bbox="1760 529 2042 620">日額 8,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 620 1760 715">足立区住区センター指定管理者評価委員会</td><td data-bbox="1760 620 2042 715">日額 8,000円</td></tr> </table>	足立区住区センター指定管理者選定審査会	日額 8,000円	足立区住区センター指定管理者評価委員会	日額 8,000円
足立区住区センター指定管理者選定審査会	日額 8,000円				
足立区住区センター指定管理者評価委員会	日額 8,000円				

第 1 7 号議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 7 日

件 名	足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課
内 容	1 概要 令和 6 年 1 0 月に足立区男女共同参画推進委員会から、区長に条例改正の必要性についての提言が提出されたことを受け、「性の多様性」に関する規定の追加及び男女共同参画について時代に即した見直しを行うため、条例の一部を改正する。 2 改正内容 (1) 前文に「性別による固定的な役割分担意識」や「性別等を理由とする差別的取り扱い」の解消を記載する。 (2) 「女性も男性も」「男女」を「性別等にかかわらず」「全ての人」に置き換える（男女平等、男女共同参画、第 2 条第 3 号、第 1 2 条を除く。）。 (3) 第 2 条に「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」を追加する。 (4) 第 8 条に「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」について、カミングアウトの強要及びアウティングの禁止について追加する。 (5) その他条例内の文言整理 3 新旧対照表 別紙 2 のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 5 今後の方針 本条例案が可決された場合には、足立区男女共同参画推進委員会に報告を行う。

改正前	改正後
○足立区男女共同参画社会推進条例 平成15年 3 月20日 条例第15号 改正 令和 4 年 9 月30日 条例第32号 足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。 足立区男女共同参画社会推進条例 目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条） 第 2 章 <u>性別</u>による権利侵害の禁止等（第 8 条・第 9 条） 第 3 章 基本施策（第10条—第18条） 第 4 章 足立区男女共同参画推進委員会（第19条—第22条） 第 5 章 苦情等の申出（第23条—第26条） 第 6 章 雑則（第27条） 付則 私たちは、<u>女性も男性も</u>	○足立区男女共同参画社会推進条例 平成15年 3 月20日 条例第15号 改正 令和 4 年 9 月30日 条例第32号 足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。 足立区男女共同参画社会推進条例 目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条） 第 2 章 <u>性別等</u>による権利侵害の禁止等（第 8 条・第 9 条） 第 3 章 基本施策（第10条—第18条） 第 4 章 足立区男女共同参画推進委員会（第19条—第22条） 第 5 章 苦情等の申出（第23条—第26条） 第 6 章 雑則（第27条） 付則 私たちは、<u>性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（以下「性別等」という。）</u>にかかわらず、<u>全て</u>の<u>人</u>が人権を保障され、かけがえのない一人の人間として尊重される平和な社会の実現を願っている。日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現のため、国内外において取組が行われてきた。 足立区においても、<u>昭和58年に女性問題解決のための</u>行動計画を策定し、<u>以来女性の地位向上と女性問題の解決に向け、様々な施策を推進してきた。</u> 女性たちは、自営業や中小企業の多い区内の産業を支え、また、地域に根ざした活動を展開している多くの団体の中で、地域の発展に貢献するとともに、<u>男女平等を実現するために学び、行動してきた。</u> しかし、<u>今なお男女共同参画は不十分であり</u> <u>、男女平等は</u>達成されてい<u>ない。</u>
	しかし、<u>今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等、男女平等は十分に達成されているとはいえない。</u> このため、足立区においては、性別等を理由とするあらゆる差別的取扱い

改正前	改正後
	を行ってはないという人権尊重の理念を積極的に推進していかなければ
	ならない。
ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、 <u>男女</u> が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、 <u>性別</u> にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。	ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、 <u>全ての人が</u> 、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、 <u>性別等</u> にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。
第1章 総則	第1章 総則
第1条 省略 (定義)	第1条 現行のとおり (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
<u>新設</u>	(1) <u>男女共同参画</u> <u>性別等にかかわらず、全ての人の権利と多様性が尊重されるとともに、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。</u>
(1) <u>男女共同参画社会</u> <u>男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女 が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。</u>	(2) <u>男女共同参画社会</u> <u>男女共同参画の機会が確保され、もって全ての人が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。</u>
(2) <u>積極的改善措置</u> <u>社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</u>	(3) <u>積極的改善措置</u> <u>社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</u>
<u>新設</u>	(4) <u>性的指向</u> <u>恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。</u>
<u>新設</u>	(5) <u>ジェンダーアイデンティティ</u> <u>自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。</u>
(3) <u>区民</u> <u>区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。</u>	(6) <u>区民</u> <u>区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学する全て の個人をいう。</u>
(4) <u>事業者</u> <u>区内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。</u>	(7) <u>事業者</u> <u>区内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。</u>

改正前	改正後
(5) 区民団体 主たる構成員が区民又は事業者である非営利の団体をいう。 (基本理念) 第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。 (1) 男女 _____ の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等 _____ _____ _____ _____ への暴力 _____、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。 (2) 省略 (3) 男女 _____ が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同 _____ 参画すること。 (4) 性別による固定的な役割分担 _____ に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女 _____ が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。 (5) 男女 _____ が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。 (6) 男女 _____ が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。 第4条 省略 (区民の責務) 第5条 省略 2 省略	(8) 区民団体 主たる構成員が区民又は事業者である非営利の団体をいう。 (基本理念) 第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。 (1) 性別等にかかわらず、全ての人の権利を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ（互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。）の相手方を含む。以下同じ。）への暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。以下同じ。））、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。 (2) 現行のとおり (3) 性別等にかかわらず、全ての人が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同して参画すること。 (4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、性別等にかかわらず、全ての人が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。 (5) 性別等にかかわらず、全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。 (6) 性別等にかかわらず、全ての人が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と性及び生殖 _____ に関する権利を尊重すること。 第4条 現行のとおり (区民の責務) 第5条 現行のとおり 2 現行のとおり

改正前	改正後
3 区民は、<u>性別</u>による差別及び暴力の根絶に努めなければならない。 第6条～第7条 省略 第2章 <u>性別</u>による権利侵害の禁止等 (<u>差別的取扱い</u>の禁止) 第8条 何人も、あらゆる分野において、<u>性別</u>を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 省略 3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動_____ _____をし、又はその言動によって_____生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。 <u>新設</u> _____ (公衆に表示する情報) 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な<u>役割分担</u>_____及び女性に対する暴力_____を助長し、若しくは連想させる表現を行い、又は過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。 第3章 基本施策 (行動計画) 第10条 省略 2 省略 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ_____ _____足立区男女共同参画推進委員会 _____の意見を聴かなければならない。 4 省略 (年次報告) 第11条 区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について	3 区民は、<u>性別等</u>による差別及び暴力の根絶に努めなければならない。 第6条～第7条 現行のとおり 第2章 <u>性別等</u>による権利侵害の禁止等 (<u>差別的取扱い等</u>の禁止) 第8条 何人も、あらゆる分野において、<u>性別等</u>を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 現行のとおり 3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動<u>及び性別等に関する言動（性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動を含む。）</u> _____をし、又はその言動によって<u>相手若しくは周囲の者の</u>生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。 4 <u>何人も、自己の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する情報の公表又は供述を強要されず、他人の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。</u> _____ (公衆に表示する情報) 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な<u>役割分担意識及び女性に対する暴力並びに性別等による差別若しくは偏見</u>を助長し、若しくは連想させる表現を行い、又は過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。 第3章 基本施策 (行動計画) 第10条 現行のとおり 2 現行のとおり 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ<u>第19条の規定により設置する足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）</u>の意見を聴かなければならない。 4 現行のとおり (年次報告) 第11条 区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について

改正前	改正後
て報告書を作成し、<u>足立区男女共同参画推進委員会</u>の意見を付して、これを公表するものとする。 第12条～第14条 省略 （家庭生活及び社会生活の両立） 第15条 省略 2 家族を構成する区民は、<u>性別</u>にかかわらず、家庭生活及び社会生活の両立を図るため、互いに理解し、協力するように努めなければならない。 3 省略 （生涯にわたる健康への支援） 第16条 区は、生涯にわたる健康と女性の性及び妊娠、出産等に関する権利が十分に尊重されるように、<u>男女</u>の学習機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。 第17条～第18条 省略 第4章 足立区男女共同参画推進委員会 （推進委員会の設置） 第19条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、<u>足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）</u>を設置する。 第20条～第21条 省略 （任期） 第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とし、<u>再任は2期を限り</u>とする。 第5章 苦情等の申出 第23条～第26条 省略 第6章 雑則 第27条 省略	て報告書を作成し、<u>推進委員会</u>の意見を付して、これを公表するものとする。 第12条～第14条 現行のとおり （家庭生活及び社会生活の両立） 第15条 現行のとおり 2 家族を構成する区民は、<u>性別等</u>にかかわらず、家庭生活及び社会生活の両立を図るため、互いに理解し、協力するように努めなければならない。 3 現行のとおり （生涯にわたる健康への支援） 第16条 区は、生涯にわたる健康と<u>性及び生殖</u>に関する権利が十分に尊重されるように、<u>性別等にかかわらず、全ての人の</u>学習機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。 第17条～第18条 現行のとおり 第4章 足立区男女共同参画推進委員会 （推進委員会の設置） 第19条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、<u>推進委員会</u>を設置する。 第20条～第21条 現行のとおり （任期） 第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間<u>とする。</u> 第5章 苦情等の申出 第23条～第26条 現行のとおり 第6章 雑則 第27条 現行のとおり <u>付 則（令和7年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

第 1 8 号議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 7 日

件 名	足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例												
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課												
内 容	1 概要 北綾瀬駅前商業施設内に新規開設予定の「(仮称) 子育てサロン北綾瀬」について、施設名称、位置について新規追加する必要があるため、条例の一部を改正する。 なお、開設時期については、令和 7 年 6 月を予定している。 2 改正内容 次の 2 項目について、別表内への新規追加 (1) 施設名称 子育てサロン北綾瀬 (2) 位置 (住所) 足立区谷中四丁目 8 番 1 号 3 新旧対照表 別紙 3 のとおり 4 施行年月日 規則で定める日から施行する。 5 今後の方針 子育てサロン北綾瀬の休業日等について、本条例案が可決された場合には、足立区立子育てサロン条例施行規則の一部改正手続きを行う。 【参考】開設施設情報 (予定) <table border="1"> <tr> <td>場 所</td><td>ららテラス北綾瀬内 4 階</td></tr> <tr> <td>面 積</td><td>1 1 0 . 1 5 m² うち、ベビーカー置き場、事務スペース等を除いた利用者向けスペースは約 7 0 m² 【参考】子育てサロン千住大橋 総面積/利用者向け面積 1 2 9 . 9 m²/約 9 6 m²</td></tr> <tr> <td>定 員</td><td>4 2 人程度</td></tr> <tr> <td>開 室 日</td><td>週 7 日開室 (年末年始のみ休室)</td></tr> <tr> <td>開室時間</td><td>午前 1 0 時から午後 6 時まで</td></tr> <tr> <td>運営形態</td><td>民間事業者による事業委託運営</td></tr> </table>	場 所	ららテラス北綾瀬内 4 階	面 積	1 1 0 . 1 5 m ² うち、ベビーカー置き場、事務スペース等を除いた利用者向けスペースは約 7 0 m ² 【参考】子育てサロン千住大橋 総面積/利用者向け面積 1 2 9 . 9 m ² /約 9 6 m ²	定 員	4 2 人程度	開 室 日	週 7 日開室 (年末年始のみ休室)	開室時間	午前 1 0 時から午後 6 時まで	運営形態	民間事業者による事業委託運営
場 所	ららテラス北綾瀬内 4 階												
面 積	1 1 0 . 1 5 m ² うち、ベビーカー置き場、事務スペース等を除いた利用者向けスペースは約 7 0 m ² 【参考】子育てサロン千住大橋 総面積/利用者向け面積 1 2 9 . 9 m ² /約 9 6 m ²												
定 員	4 2 人程度												
開 室 日	週 7 日開室 (年末年始のみ休室)												
開室時間	午前 1 0 時から午後 6 時まで												
運営形態	民間事業者による事業委託運営												

足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後																																																		
○足立区立子育てサロン条例 平成29年12月25日 条例第42号 改正 令和5年3月24日 条例第6号 足立区立子育てサロン条例を公布する。 足立区立子育てサロン条例 第1条～第15条 省略 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>子育てサロン綾瀬</td><td>足立区東綾瀬一丁目28番7号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン六月</td><td>足立区六月一丁目6番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロンおおやた</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン竹の塚</td><td>足立区西竹の塚一丁目11番2号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン千住</td><td>足立区千住仲町19番3号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン関原</td><td>足立区関原二丁目10番10号</td></tr> <tr> <td>子育てサロンすこやかプラザ あだち</td><td>足立区江北五丁目14番5号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン東保木間</td><td>足立区東保木間二丁目27番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン北鹿浜</td><td>足立区鹿浜五丁目18番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン西新井</td><td>足立区栗原一丁目3番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン千住大橋</td><td>足立区千住橋戸町1番地13</td></tr> </table>	名称	位置	子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号	子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号	子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号	子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号	子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号	子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号	子育てサロンすこやかプラザ あだち	足立区江北五丁目14番5号	子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号	子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号	子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号	子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13	○足立区立子育てサロン条例 平成29年12月25日 条例第42号 改正 令和5年3月24日 条例第6号 足立区立子育てサロン条例を公布する。 足立区立子育てサロン条例 第1条～第15条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u> 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>子育てサロン綾瀬</td><td>足立区東綾瀬一丁目28番7号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン六月</td><td>足立区六月一丁目6番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロンおおやた</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン竹の塚</td><td>足立区西竹の塚一丁目11番2号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン千住</td><td>足立区千住仲町19番3号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン関原</td><td>足立区関原二丁目10番10号</td></tr> <tr> <td>子育てサロンすこやかプラザ あだち</td><td>足立区江北五丁目14番5号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン東保木間</td><td>足立区東保木間二丁目27番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン北鹿浜</td><td>足立区鹿浜五丁目18番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン西新井</td><td>足立区栗原一丁目3番1号</td></tr> <tr> <td>子育てサロン千住大橋</td><td>足立区千住橋戸町1番地13</td></tr> <tr> <td><u>子育てサロン北綾瀬</u></td><td><u>足立区谷中四丁目8番1号</u></td></tr> </table>	名称	位置	子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号	子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号	子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号	子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号	子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号	子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号	子育てサロンすこやかプラザ あだち	足立区江北五丁目14番5号	子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号	子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号	子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号	子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13	<u>子育てサロン北綾瀬</u>	<u>足立区谷中四丁目8番1号</u>
名称	位置																																																		
子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号																																																		
子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号																																																		
子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号																																																		
子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号																																																		
子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号																																																		
子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号																																																		
子育てサロンすこやかプラザ あだち	足立区江北五丁目14番5号																																																		
子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号																																																		
子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号																																																		
子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号																																																		
子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13																																																		
名称	位置																																																		
子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号																																																		
子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号																																																		
子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号																																																		
子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号																																																		
子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号																																																		
子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号																																																		
子育てサロンすこやかプラザ あだち	足立区江北五丁目14番5号																																																		
子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号																																																		
子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号																																																		
子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号																																																		
子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13																																																		
<u>子育てサロン北綾瀬</u>	<u>足立区谷中四丁目8番1号</u>																																																		